

米子市営墓地使用者募集要項(6月募集)

期 間 焼骨所有者(優先者)： 令和7年6月2日(月)から同月 6日(金)まで

一 般 申 込 者 ： 令和7年6月9日(月)から同月13日(金)まで

午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く)

申 請 場 所 ・ 米子市役所 糺町庁舎2階 建設企画課
(米子市糺町一丁目160番地 電話 0859-23-5529)

・ 米子市役所 本庁舎1階⑪番窓口 おくやみコーナー
(米子市加茂町一丁目1番地 電話 0859-21-7462)

・ 米子市役所 淀江支所 地域生活課
(米子市淀江町西原1129番地1 電話 0859-56-3112)

1 募集区画(区画図で赤丸が付いている区画です)

【南公園墓地】(所在地:米子市石井490番地)

区分	区 画 番 号			面積 (㎡)	使用料 (円)	管 理 料 年額(円)	囲 障 有 無	カポート 有 無	排水管 有 無
	地区	号	番						
返還霊地	特	ホ	0	8	350,400	3,520	○	×	○
	A	□	8	6	210,000	2,640	×	○	○
	新A	イ	9	8	280,000	3,520	○	×	○
		□	8	8	280,000	3,520	○	×	○
	50A	21	5	6	210,000	2,640	○	○	×
	53A	**	213	6	210,000	2,640	○	○	○
		**	246	6	210,000	2,640	○	○	○
	59A	**	6	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	54	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	65	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	81	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	85	5	175,000	2,200	○	○	○
		**	130	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	156	7.5	262,500	3,300	○	×	○
		**	237	5	175,000	2,200	○	×	×
		**	278	5	175,000	2,200	○	×	○
	61A	**	20	5	175,000	2,200	○	○	○
		**	87	6	210,000	2,640	○	×	○
		**	95	6	210,000	2,640	○	×	×
	B	イ	26	4	114,400	1,760	○	×	○
		ホ	7	5	143,000	2,200	○	×	○
		ハ	1	4	114,400	1,760	○	×	×

※市外にお住まいの方は、使用料及び管理料がそれぞれ2倍の額になります。

【北公園墓地】(所在地:米子市彦名町6566番地)

区分	区 画 番 号			面積 (㎡)	使用料 (円)	管 理 料 年額(円)	囲 障 有 無	カポート 有 無	排水管 有 無
	地区	号	番						
返還霊地	A	**	29	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	100	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	116	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	140	5	525,000	4,400	○	○	○
	C	**	13	4	420,000	3,520	○	○	○
		**	84	4	420,000	3,520	○	○	○
	D	**	119	4	420,000	3,520	○	○	○

※市外にお住まいの方は、使用料及び管理料がそれぞれ1.5倍の額になります。

【西ノ原墓苑】(所在地:米子市淀江町西原913番地)

区分	区画番号			面積 (㎡)	使用料 (円)	管理料 年額(円)	囲障 有 無	カポート 有 無	排水管 有 無
	地区	号	番						
墓返地還	A	**	82	9.9	260,000	1,050	○	×	×

- 返還霊地とは、従前の使用者が不要になり返還された区画です。
- カポートとは、区画地中の納骨用設備のことです。
- 使用料は、使用許可時に全額を納付してください。
- 管理料は毎年4月が納期限ですが、令和7年度の管理料(月割)は使用許可後に納付してください。
- 使用料及び管理料は、後に区画を返還された場合でも還付しません。
ただし、使用許可をした日から3年以内に返還された場合は使用料の2分の1相当額を還付します。
- 上記の区画の他に別途、随時募集している区画があります。(区画図で青丸が付いている区画です)
- 随時募集区画の最新情報については建設企画課までお問い合わせください。

2 申込者の資格

次のいずれかに該当する方

- 本市に住所を有する方
- 本市以外に住所を有する方で、本市に本籍を有する方
- 本市にある墳墓を移転しようとする方
- その他、市長が特別の理由があると認めた方

※既に市営墓地を使用している方は、申し込むことができません。

ただし、使用区画の変更(移転)をご希望の方はご相談ください。新区画の使用料の納付が必要になります。また、返還する区画の使用料の還付は条例の定めるところによります。

(優先者)

- 焼骨をお持ちの方で、焼骨埋蔵場所困窮証明書を添付して申し込まれた方を、優先者とします。
※審査により現に焼骨の埋蔵場所に困窮していると市長が認めた場合
※焼骨をお持ちの方とは、焼骨を自宅や寺等に仮安置している方又は他の墓地に埋蔵、
収蔵している焼骨を移転する必要がある方のことです。
- 優先者が使用許可を受けた場合には、許可の日から1年以内に焼骨を埋蔵しなければなりません。

(一般申込者)

- 焼骨をお持ちでない方は、優先者の申込受付終了後、希望者がなかった区画について申込みを受け付けます。

3 申込に必要なもの

- (1) 墓地使用許可申請書
 - (2) 申請者の住所、氏名を確認することができる書類(運転免許証、健康保険証等)
※申請者以外の方が申請書を提出される場合、その方の本人確認書類も必要になります。
 - (3) 本籍の記載のある住民票(市外にお住まいの方のみ)
 - (4) 焼骨埋蔵場所困窮証明書(焼骨をお持ちの方のみ)
 - (5) 印鑑 ※申請書に自署される場合は不要
- なお、墓地使用許可申請書及び焼骨埋蔵場所困窮証明書は、建設企画課、おくやみコーナー、淀江支所地域生活課及び墓地管理事務所に設置します。
市ホームページからもダウンロードができます。

4 使用者の地位の承継

- 使用許可後、使用者の死亡その他のやむを得ない事情が生じた場合、祭祀を主宰すべき者は、使用者の地位の承継手続きを行ってください。
※祭祀を主宰すべき者とは、墓地等の管理や法要を主宰する方のことです。

5 申込みに際してのご注意

- 郵送での申込みも受け付けますので、必要書類を建設企画課まで郵送してください。
※各募集期間必着
- 申込みは、区画ごとに受け付けますので、場所をよく検討した上で、希望する区画の番号を墓地使用許可申請書に記入してください。
- 申込みは、申請者1人につき1区画とします。
- 申込みは、1世帯につき1人しかできません。
- 申込手続は代理の方も可能ですが、申込資格や申込内容に不明確な点がありますと受付できない場合があります。窓口で申込みの場合は、なるべく申請者ご本人かご家族の方がおいでください。

6 その他

- 区画により設備内容が異なりますが、これは従前の使用者が設置したものです。
この設備の有無により使用料、管理料の基準は変わりません。
現状での使用許可になりますので、**必ず募集区画を現地で確認した上でお申し込みください。**
- 墓碑等の設置には一定の基準を設けています。
- 既に埋蔵されているお骨を動かす場合は改葬許可が必要となります。
改葬許可申請については、お骨が埋蔵されている自治体へお問い合わせください。
- 使用区画は墓石の有無に関わらず、使用者の責任において適切に管理(除草等含む)してください。
- 条件を付して使用を許可する場合があります。
- 墓地の使用許可後、次のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消しをする場合がありますので、ご注意ください。
 - ・墓地管理料を3年間納付しないとき
 - ・使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、当該使用者の地位を承継する者がいないとき
 - ・各墓地(墓苑)の条例または規則に違反したとき

7 抽選会について

- 申請者のうち、希望区画が重複した方のみ抽選を行います。
- 対象者には、申込受付期間終了後に、抽選会の案内文を郵送します。**(抽選会への出席は任意です)**

抽選日時 令和7年6月20日(金) 午前10時15分から(予定)

抽選会場 抽選が決定した方に別途、連絡します

- 抽選会当日、当選されなかった方に対して空き区画の再申込みを受け付けます。
ただし、再申込みは**抽選会に出席した方**のみを対象とします。

8 使用料及び管理料の納付

- 抽選の結果当選した方及び希望区画が重複しなかった方には使用料の納付書を郵送しますので、お近くの金融機関で納付してください。
- 使用料の納付を確認した後に墓地使用許可証及び令和7年度墓地管理料納付書を郵送しますので、お近くの金融機関等で納付してください。